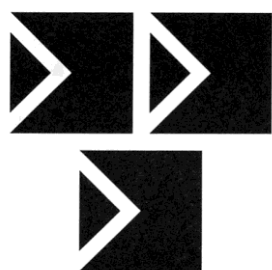


習志野市地域防災計画



令和 7 年 4 月修正

習志野市防災会議

総 則 編

目 次

総 則 編

第1節 計画の目的及び構成	総- 1
1 計画の目的	総- 1
2 計画の構成	総- 1
3 防災基本計画等との関係	総- 2
4 計画の周知	総- 2
5 防災計画の修正	総- 2
第2節 基本方針	総- 3
1 各災害対策の推進・強化	総- 3
2 防災体制の強化	総- 4
3 地域防災力の向上	総- 4
4 個別対策の推進	総- 5
5 自助・共助・公助それぞれの対応力の強化	総- 6
第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総- 7
1 習志野市	総- 7
2 千葉県	総- 7
3 千葉県警察本部（習志野警察署）	総- 8
4 指定地方行政機関	総- 8
5 自衛隊	総-11
6 指定公共機関	総-11
7 指定地方公共機関	総-13
8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	総-14
9 市民及び事業所等	総-16

第 1 節 計画の目的及び構成

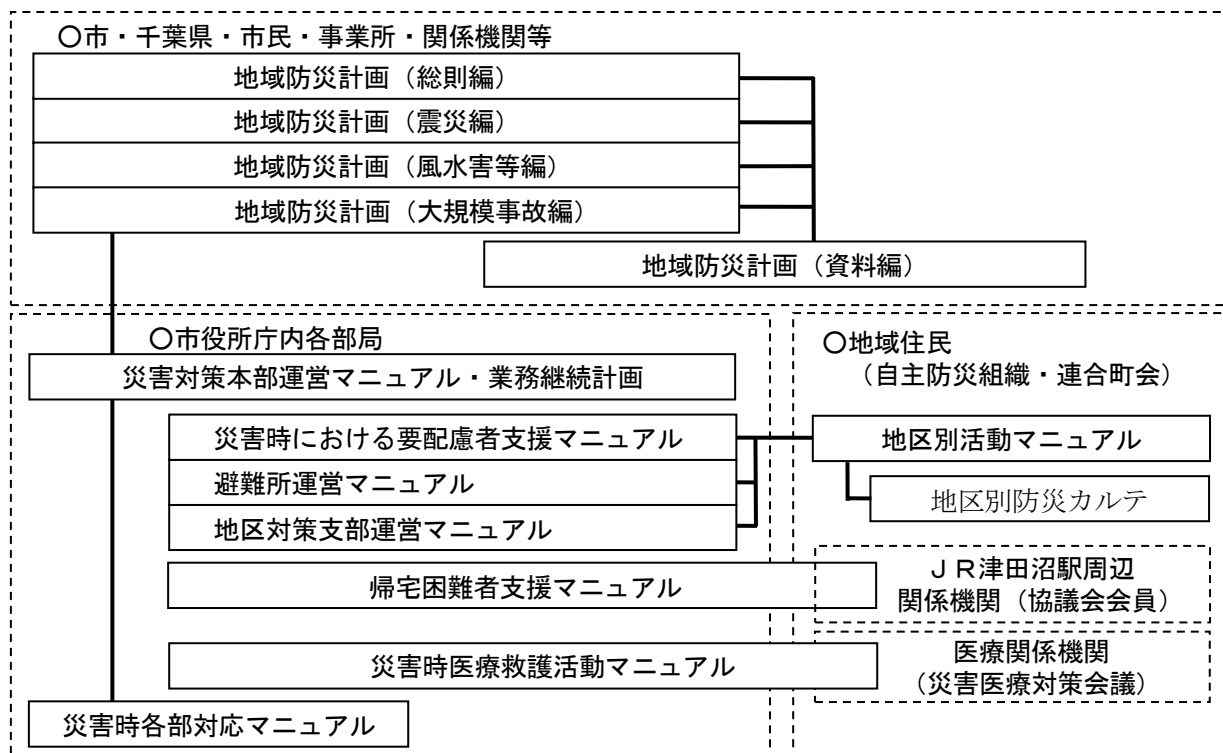
1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、習志野市防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、市・千葉県・市民・事業所・関係機関等の災害対策に関わる全ての者がその有する全機能を有効的に発揮して、市域における災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

1. この計画は、市の地域にかかる災害の予防及び災害の対応に関し、市が処理すべき事務又は業務を中心として、市・千葉県・市民・事業所・関係機関等が市の地域に対し処理する事務又は業務を包含する総合的、かつ基本的計画である。
2. この計画は、市・千葉県・市民・事業所・関係機関等の責務を明確にするとともに事務又は業務の一貫性を図る計画である。
3. この計画は、災害の予防及び災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか、この計画によるものとする。

2 計画の構成

計画の構成は、各種災害に対応できるよう、災害の種別ごとに作成し、4 つの編から構成している。また、各対策の詳細は、各種マニュアルに定めており、全ての構成は、次のとおりとなる。



■ 地域防災計画の構成

3 防災基本計画等との関係

本計画は、本市の地域特性を踏まえるとともに、災害対策基本法及びその他関係法令、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画と整合のある計画とする。

また、「大規模地震防災・減災対策大綱（中央防災会議、平成 26 年 3 月 28 日決定）」に基づき、被害の軽減、地域防災力の向上、広域防災体制の構築などの対策を継続的に推進する。

4 計画の周知

災害に対して、すべての機関や市民が一致協力して、本計画に基づく防災活動に取り組むことができるよう、計画の内容を市の職員はもとより、防災関係機関その他関係公共機関、団体等及び市民に対し広く周知徹底する。

5 防災計画の修正

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正しなければならないとされており、市及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を防災会議に提出することとされている。

以上を踏まえ、今回の修正は、東日本大震災や令和 6 年 1 月の能登半島地震における教訓とともに、令和 4 年度に実施した習志野市防災アセスメント調査の結果を基に、より具体的かつ実効性のある計画へと修正を行った。

第2節 基本方針

『未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野』 ～ 安全・安心「快適なまち」 ～

習志野市基本構想（平成 25 年 9 月策定）における将来都市像として『未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野』を掲げている。この将来都市像を実現するために必要な目標の一つとして『安全・安心「快適なまち」づくり』がある。温かい生活環境を整え、住みよいまちをつくるために、市民の安全・安心を守ることは市の責務である一方、自らの安全や財産を守り、また地域で互いに助け合い支え合うことは市民の責務である。市民と市が協力し合うことにより、危機に対応することができる、「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」を図ることとしている。

本目標の趣旨を踏まえ、それぞれが役割分担をしながら、市民と市、また、事業所や関係機関等が一体となり、さらなる防災対策の強化を推進していく必要がある。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、東北・関東地方を中心とする広い範囲にわたり、甚大な被害をもたらした。本市においても震度 5 強を観測し、広範囲にわたる液状化（市域の約 25%）など過去に経験したことのない被害となり、対応における様々な課題も露呈した。

東日本大震災での課題、過去の災害等の被災教訓及び国・千葉県の対策強化の取組みを踏まえ、市として強化・推進していくべき対策について具体化するために策定した、「習志野市防災対応方針（平成 24 年 10 月）」を基に、本計画の基本方針を以下のとおり定める。

1 各災害対策の推進・強化

(1) 地震・津波対策の推進・強化

令和 4 年度に実施した習志野市防災アセスメント調査では、平成 26、27 年度千葉県地震被害想定調査において千葉県が設定した「千葉県北西部直下地震」について被害想定を行った。この地震を想定地震とし、地震災害対策を推進・強化する。

また、津波対策にあたっては、津波避難に対する「自助意識」の向上を目的とした防災教育・広報、避難場所の確保及び迅速かつ確実な避難支援等について推進するものとする。

(2) 風水害等対策の推進・強化

風水害対策にあたっては、災害対策基本法等の法改正の動きや、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定・公表の動きに対応し、令和 4 年度に実施した習志野市防災アセスメント調査の結果を踏まえ、ハザードマップ等の整備や情報伝達体制・避難体制に関する検討を行い、対応体制の強化に努めるものとする。

(3) 大規模事故対策の推進・強化

大規模事故対策としては、国・千葉県の取組み等を踏まえ、放射性物質事故に対する対応体制・連携体制を整備し、対策の強化・拡充を図ることとする。また、その他の大規模事故等についても推進・強化するものとする。

2 防災体制の強化

(1) 庁内体制の強化

大規模災害発生時には、発災直後の初動対応の遅れが被害拡大の大きな要因となることから、初動期にも迅速かつ円滑に対応体制を整備し、災害対応にあたることが重要である。

職員の役割分担を明確化するとともに、災害対策上の重要な役割を担う災害対策本部及び本部事務局の機能を強化する。また、職員に対して、災害対応にあたる責務や役割を理解させ、定期的な防災教育や防災訓練を通じて、災害時の行動力や防災意識の向上を図るものとする。

(2) 地区対策支部体制の強化

特に災害発生初動期において、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、被害情報等の収集・伝達が非常に重要となる。

情報収集・伝達及び地域との連携の拠点となる地区対策支部について、より実効性のある活動を行うため、活動内容や運営体制の具体化を図るものとする。

(3) 避難場所・避難所の設置運営に係る対応の強化

避難場所にあつては、安全性並びに地域性等を考慮した上で、市民に分かりやすく、より避難に適した場所を選定する。また、避難所にあつては、地域が主体となった自主的な避難所運営ができるよう、避難所開設・運営における支援体制を整備するとともに、災害時における特に配慮が必要な者（以下「要配慮者」という。）や女性の避難生活に配慮した物品の確保、避難所運営への女性の参画等を推進するものとする。

(4) 市民への情報発信の強化・推進

災害時に住民に迅速かつ的確な行動を促すため、住民ニーズに適応した柔軟な情報発信ができる体制を構築する。また、情報発信の手段として、防災行政無線等の整備を進めるとともに、メール配信サービスや緊急速報メール等の多様な情報ツール・通信手段を確保し、有効な活用方法を検討するものとする。

3 地域防災力の向上

(1) 自助・共助の取組み促進

災害発生直後の混乱期においては、行政の支援「公助」が有効に機能しない場合があり、自らの安全を守る「自助」や地域で助けあう「共助」の力を活かした取組みが重要となる。

地域の防災力を高めるため、自主防災組織の設立促進や組織への加入、また、地域の防災リーダーの育成を促進するとともに、広報やまちづくり出前講座等により市民の防災活動に対する意識向上の取組みを積極的に推進するものとする。

(2) 防災教育の一層の充実と防災訓練の実施

東日本大震災や近年発生した災害での被災、対応における教訓等を風化させることなく伝承していくとともに、児童・生徒や市民等に対する防災教育・防災訓練の実施等、過去の災害記録や各種の防災資料を活用して総合的な防災教育を推進していくものとする。

4 個別対策の推進

(1) 帰宅困難者、駅前滞留者対策の推進

大規模災害発生時には、鉄道等交通機関の運行に支障が生じることで、市内各駅の周辺などにおいて多数の帰宅困難者・駅前滞留者が発生することが予想される。帰宅困難者対策は、関係機関が共通した認識のもと対応にあたることが重要であることから、鉄道事業者及び、駅周辺事業者、学校、地域住民、警察、消防機関等との協力体制を確立し、連携して帰宅困難者対策に取り組むものとする。

(2) 液状化対策の推進・強化

本市は、埋立地や谷底低地等の液状化が発生しやすい地形が広く分布している。東日本大震災においても、埋立地を中心に各地で液状化が発生し、建物やライフライン施設等への被害が顕著であった。

本市の埋立地等における地盤の実態や有効と考えられる液状化対策工法について市民への周知を図るとともに、地震・液状化に強いライフラインづくりを推進するものとする。

また、ライフライン被害に備え、トイレや飲料水等の応急対策も併せて推進するものとする。

(3) 要配慮者の支援対策の推進

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者は、災害発生時の迅速な避難が困難であり、また避難所での生活等においても特別な配慮が必要である。

関係機関とさらなる連携を図り、平常時から地域社会全体で要配慮者を支援できる体制を構築し、避難所における良好な生活環境を確保するものとする。

(4) 備蓄・物流対策の強化

千葉県が主体的に被災市を支援する「プッシュ型」の物資支援等にも対応できるよう、物資の集配拠点の確保や輸送・仕分け・供給体制の整備等を推進し、円滑な受援を可能にする体制を構築するものとする。

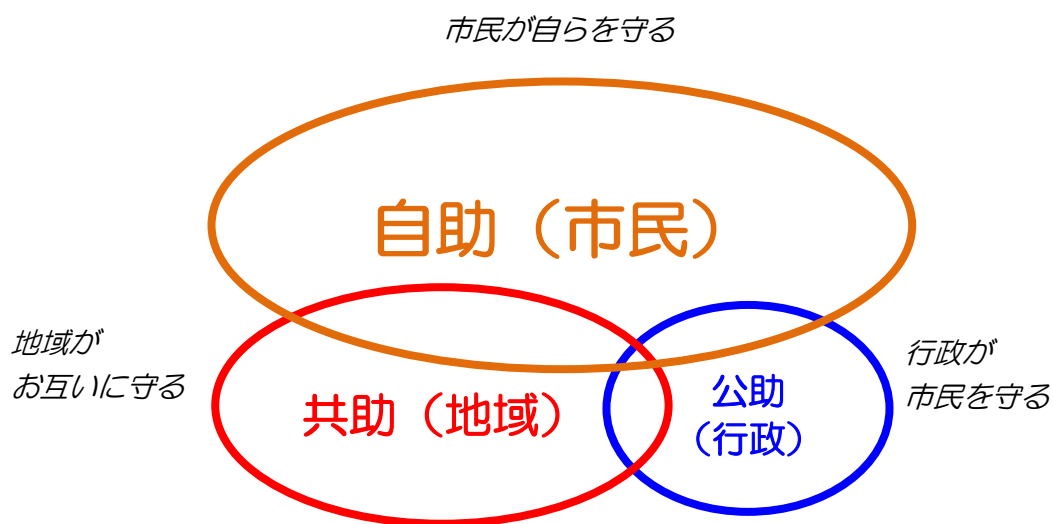
(5) 大規模広域災害対策の推進

広域で甚大な災害の発生に備え、遠方の自治体との災害時相互応援協定の締結や、受援についての方策を検討し、円滑な応援・受援体制の確立を図るものとする。

また、被災地からの市域を越える避難者の対策についても、併せて検討するものとする。

5 自助・共助・公助それぞれの対応力の強化

災害時における行政による公助には限界があり、市民による自助や地域での共助の力が非常に重要となることから、お互いが連携しながら災害に立ち向かえるよう、それぞれの災害対応力を強化することにより、市全体の防災力の向上を図るものとする。



■災害時における「自助・共助・公助」それぞれの役割

第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 習志野市

- 1) 防災会議及び災害対策本部に関する事
- 2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
- 3) 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事
- 4) 災害の防除と拡大防止に関する事
- 5) 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関する事
- 6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- 8) 被災市営施設の応急対策に関する事
- 9) 災害時における文教対策に関する事
- 10) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- 11) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- 12) 被災施設の復旧に関する事
- 13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関する事
- 14) 被災者の生活再建支援に関する事
- 15) ガス施設、水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

2 千葉県

- 1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事
- 2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
- 3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事
- 4) 災害の防除と拡大の防止に関する事
- 5) 災害時における防疫その他保健衛生に関する事
- 6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- 8) 被災県営施設の応急対策に関する事
- 9) 災害時における文教対策に関する事
- 10) 災害時における社会秩序の維持に関する事
- 11) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- 12) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- 13) 被災施設の復旧に関する事
- 14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- 15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事

《総則》3 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- 17) 被災者の生活再建支援に関する事
- 18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

3 千葉県警察本部（習志野警察署）

- 1) 災害時における警備・防犯活動に関する事
- 2) 災害時における交通規制・緊急輸送路の確保に関する事
- 3) 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事
- 4) 災害の防除と拡大の防止に関する事
- 5) 災害時における避難誘導及び人命救助に関する事
- 6) 行方不明者の捜索に関する事
- 7) 警察通信の確保に関する事

4 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- 1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- 2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
- 3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- 4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
- 5) 津波警報の伝達に関する事

(2) 関東財務局千葉財務事務所

- 1) 立会関係
 - ① 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事
- 2) 融資関係
 - ① 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事
 - ② 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事
- 3) 国有財産関係
 - ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
 - ④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
 - ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
 - ⑥ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事

《総則》3 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係

- ① 災害関係の融資に関すること
- ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
- ③ 手形交換、休日営業等に関すること
- ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
- ⑤ 営業停止等における対応に関すること

(3) 関東信越厚生局

- 1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- 2) 関係職員の派遣に関すること
- 3) 関係機関との連絡調整に関すること

(4) 関東農政局

- 1) 災害予防対策
 - ① 堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること
 - ② 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること
- 2) 応急対策
 - ① 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
 - ② 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること
 - ③ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること
 - ④ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること
 - ⑤ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること
- 3) 復旧対策
 - ① 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること
 - ② 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること
- 4) その他
 - ① 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - ② 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省農産局）

(5) 関東森林管理局

- 1) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

(6) 関東経済産業局

- 1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- 2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- 3) 被災中小企業の振興に関すること

(7) 関東東北産業保安監督部

- 1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- 2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

(8) 関東運輸局

- 1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事
- 2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事
- 3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事
- 4) 災害時における応急海上輸送に関する事
- 5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事

(9) 関東地方整備局

- 1) 災害予防
 - ① 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - ② 通信施設等の整備に関する事
 - ③ 公共施設等の整備に関する事
 - ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
- 2) 災害応急対策
 - ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - ④ 災害時における復旧資材の確保に関する事
 - ⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事
 - ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄及び災害対応用建設機械等の貸付に関する事
 - ⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
 - ⑧ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事
- 3) 災害復旧
 - ① 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする

(10) 第三管区海上保安本部

- 1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事
- 2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事
- 3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事
- 4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事

(11) 東京管区気象台

- 1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事
- 2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関する事
- 3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事

(12) 関東総合通信局

《総則》3 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること
- 2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること
- 3) 災害時における非常通信の確保に関すること
- 4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- 5) 関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- 6) 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること

(13) 千葉労働局

- 1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- 2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

(14) 関東地方測量部

- 1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- 2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- 3) 地殻変動の監視に関すること

5 自衛隊

- 1) 災害派遣の準備
 - ① 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ③ 防災資材の整備及び点検・保管に関すること
 - ④ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること
- 2) 災害派遣の実施
 - ① 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - ② 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

6 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社

- 1) 電気通信施設の整備に関すること
- 2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(2) 株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- 1) 電気通信施設の整備に関すること
- 2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(3) 日本赤十字社（千葉県支部）

《総則》3 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- 2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- 3) 義援金品の募集及び配分に関する事

(4) 日本放送協会（千葉放送局）

- 1) 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- 2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- 4) 被災者の受信対策に関する事

(5) 東日本高速道路株式会社

- 1) 東日本高速道路（有料道路）の保全に関する事
- 2) 東日本高速道路（有料道路）の応急復旧工事の施行に関する事
- 3) 災害時における緊急通行路の確保に関する事

(6) 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

- 1) 鉄道施設等の保全に関する事
- 2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- 3) 帰宅困難者対策に関する事

(7) 日本貨物鉄道株式会社

- 1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事

(8) 日本通運株式会社（千葉支店）

- 1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(9) 東京電力パワーグリッド株式会社（京葉支社）

- 1) 災害時における電力供給に関する事
- 2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

(10) KDDI 株式会社

- 1) 電気通信施設の整備に関する事
- 2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(11) ソフトバンク株式会社

- 1) 電気通信施設の整備に関する事
- 2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(12) 日本郵便株式会社

- 1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事
- 2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策に関する事

《総則》3 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
- ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事
- ⑤ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

7 指定地方公共機関

(1) 京成電鉄株式会社

- 1) 鉄道施設等の保全に関する事
- 2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- 3) 帰宅困難者対策に関する事

(2) 公益社団法人千葉県医師会

- 1) 医療及び助産活動に関する事
- 2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

(3) 一般社団法人千葉県歯科医師会

- 1) 歯科医療活動に関する事
- 2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事

(4) 一般社団法人千葉県薬剤師会

- 1) 調剤業務及び医薬品の管理に関する事
- 2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事
- 3) 地区薬剤師会との連絡調整に関する事

(5) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送（千葉支局）、株式会社ベイエフエム

- 1) 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- 2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事

(6) 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

- 1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(7) 一般社団法人千葉県エルピーガス協会

- 1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

(8) 公益社団法人千葉県看護協会

- 1) 医療救護活動に関する事
- 2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関する事

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(1) 公益社団法人習志野市医師会

- 1) 災害時における医療活動に関すること
- 2) 医師会医療活動機関との連絡調整に関すること

(2) 一般社団法人習志野市歯科医師会

- 1) 災害時における歯科医療活動に関すること
- 2) 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること

(3) 一般社団法人習志野市薬剤師会

- 1) 災害時における医薬品の調達、供給に関すること
- 2) 薬剤師会薬剤師との連絡調整に関すること

(4) 一般社団法人千葉県接骨師会千葉西支部習志野市接骨師会

- 1) 災害時における医療活動に関すること
- 2) 接骨師会医療機関との連絡調整に関すること

(5) 一般社団法人千葉県助産師会

- 1) 災害時における応急救護活動や母子等の支援に関すること
- 2) 助産師会助産師との連絡調整に関すること

(6) 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

- 1) 災害ボランティアに関すること

(7) 習志野市地域赤十字奉仕団

- 1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- 2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること

(8) 千葉みらい農業協同組合（習志野支店）

- 1) 災害時における農作物及び加工品の流通に関すること
- 2) 農作物の被害調査の協力に関すること
- 3) 農作物等の災害応急対策についての指導に関すること

(9) 習志野商工会議所

- 1) 千葉県及び市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること
- 2) 大型店連絡協議会及び習志野市商店会連合会との連絡調整に関すること
- 3) 救助物資、復旧用資材の確保についての協力に関すること

(10) 習志野市建設協力会

- 1) 市内建設及び土木関係事業者との連絡調整に関すること
- 2) 建設土木資機材等の確保に関すること

《総則》3 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 3) 災害時における建築物の倒壊等に伴う道路の障害物除去対策に係る援助及び協力に関すること
- 4) 災害時における応急復旧工事に関すること
- 5) その他必要とする安全対策に対する協力に関すること

(11) 習志野市管工事業協同組合

- 1) 市内管工事関係事業者との連絡調整に関すること
- 2) 災害時における応急復旧工事に関すること
- 3) その他必要とする安全対策に対する協力に関すること

(12) 習志野市造園工事業協同組合

- 1) 市内造園工事関係事業者との連絡調整に関すること
- 2) 災害時における樹木等の障害物除去等の応急復旧工事に関すること
- 3) その他必要とする安全対策に対する協力に関すること

(13) 一般社団法人習志野市環境公社

- 1) 市内廃棄物収集・運搬事業者との連絡調整に関すること
- 2) 災害時における廃棄物の収集・運搬に関すること
- 3) その他必要とする衛生管理対策に対する協力に関すること

(14) 習志野商工会議所大型店連絡協議会

- 1) 災害時における物資の供給に関すること

(15) 習志野市商店会連合会

- 1) 災害時における物資の供給に関すること

(16) 病院等医療関係施設の管理者

- 1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- 2) 災害時における病人等の収容、保護に関すること
- 3) 災害時における被災、負傷者の治療、助産活動に関すること
- 4) 災害時における収容者の保護、誘導に関すること

(17) 社会福祉施設の管理者

- 1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- 2) 災害時における収容者の保護、誘導に関すること

(18) 学校等の施設の管理者

- 1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- 2) 災害時における応急教育計画の確立と実施に関すること
- 3) 災害時における避難者の収容及び保護に関すること

(19) 銀行等金融機関

- 1) 被災事業者等に関する資金融資に関すること

(20) 危険物取扱施設の管理者

- 1) 安全管理の徹底に関すること
- 2) 防護施設の整備に関すること
- 3) 災害時における防災活動に関すること

(21) 大規模集客施設の管理者

- 1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- 2) 災害時における施設利用者（帰宅困難者）の保護、避難誘導に関すること

(22) その他協定締結先事業所・団体

- 1) 各種協定締結内容による対応に関すること

9 市民及び事業所等

(1) 市民

- 1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災による被害の予防を図り、また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じること
- 2) 市・千葉県等から防災に関する情報を積極的に収集し、災害への備えや、災害発生時のとるべき行動等について、知識の習得に努めること
- 3) 各家庭で災害発生時の対応について検討し認識すること
- 4) 市及び千葉県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
- 5) 住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること
- 6) 災害発生時においては、災害に関する情報の収集及び提供に努め、市が避難指示等を発令した場合は、速やかにこれに応じて対応すること
- 7) 円滑な避難所運営ができるよう、避難所生活及び運営における相互協力に努めること

(2) 自主防災組織（町会・自治会等・連合町会）

- 1) 防災組織の編成及び任務分担の確認・把握に関すること
- 2) 地域住民への防災意識の周知・啓発、地域防災力の向上を図る活動に関すること
- 3) 情報の収集・伝達・発信に関すること
- 4) 初期消火、安否確認、避難誘導、救出・救護の協力に関すること
- 5) 被災者に対する炊出し、救援物資の協力に関すること
- 6) 被害状況調査等の災害対策の協力に関すること
- 7) 円滑な避難所運営ができるよう、避難所運営への積極的な参加、協力に努めること
- 8) 自主防災組織（町会・自治会等・連合町会）間の連携強化に関すること

(3) 事業所

- 1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活

《総則》3 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること

- 2) 従業員等の水・食料・仮設トイレ等を備蓄・確保し、災害時に自立して対応できる体制の整備に努めること
- 3) 従業員等に一斉帰宅の抑制を徹底させ、事前の帰宅困難者対策を講じるとともに、災害発生時は、市や関係機関と連携し、混乱の防止に努めること
- 4) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続業務(B C P)の策定に努めること
- 5) 平常時及び災害発生時における事業所同士の協力体制構築に努めること

(4) ボランティア団体

- 1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること
- 2) 災害ボランティアセンター等の運営及びボランティアの活動支援に積極的に協力すること